

第3章 申請の受付について

1 申請の対象

(1) 申請の種類

ア 申請日現在、「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれの業務においても「申請受付システム」に登録がなく、新たに登録を希望する事業所がする申請

< 申請例 >

	令和7・8年度登録(申請日現在)	令和9・10年度申請の内容
例1	今まで全く登録がない	▲▲事業所(支店)で申請
例2	□□(株)○○支店として登録がある	□□(株) 本店で申請 =事業所追加
例3	過去に▲▲事業所(支店)が申請受付システムに登録されていたが、令和7・8年度に更新せず、第1回から第4回申請も行っていない	▲▲事業所(支店)で申請

イ 申請日現在、申請受付システムに建設工事等で登録されている事業所(A支店)から、現在、建設工事等で申請受付システムに登録されていない別の事業所(B支店)へ登録の変更を希望する場合の申請

< 申請例 >

下表の場合は、A支店で更新申請、B支店で新規申請となります。

	令和7・8年度登録(申請日現在)	令和9・10年度申請の内容
例1	(株)×× A支店(土木、建築)	(株)×× A支店(土木) ←更新申請 (株)×× B支店(建築) ←新規申請

次のような場合は新規申請として取り扱います。

- 申請日現在、A支店で行っている業種・業務の一部をB支店で行う
- 申請日現在、A支店で申請している自治体の一部をB支店で申請する

なお、A支店でも引き続き行う業種・業務については、A支店の更新申請が必要です。

(2) 申請できる業種（又は業務）

ア 建設工事

自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して**5業種まで**です。また、5業種以内であっても、同一自治体内においては、他の事業所で申請した業種を、重ねて申請することはできません。

イ 設計・調査・測量

自治体ごとに、法人（個人事業者の場合は事業主）の**代理人として申請できるのは5名まで**です。また、同一自治体内においては、他の事業所が申請した業務を重ねて申請することはできません。

ウ 土木施設維持管理

自治体ごとに、法人（個人事業者の場合は事業主）の**代理人として申請できるのは1名**です。また、同一自治体内では、他の事業所が申請した業務を重ねて申請することはできません。

2 申請の方法

- (1) 申請受付システムで電子申請（データ送信）を行ってください。
- (2) ファイル添付システムにアクセスし、「共通書類」及び「自治体別書類」を送信してください。

操作方法については申請の手引63～72ページを確認してください。

※ 申請する自治体へ直接送付しないでください。

- (3) 申請書類の詳細は、16～20ページを参照してください。

3 申請の受付期間

令和8年8月17日（月） 8：30

～令和8年9月4日（金） 23：00まで

- ※ データの送信と提出書類の送信、どちらか一方が欠けた申請は認められません。
- ※ 受付期限を過ぎて送信された書類での申請は認められません。
- ※ 受付期限までに書類を提出しても、書類に不備、不足がある場合は申請を受理できません。
- ※ 提出の際は不備、不足がないか、よく確認してください。また、不備、不足があった場合に余裕をもって対応できるように、早めに申請してください。

4 申請に当たっての注意事項

- (1) 申請後の変更

今回の申請後に、登録内容の変更（代表者や代理人の変更等）があった場合は、入札参加資格者名簿が有効となった後（令和9年4月以降）に、速やかに変更申請を行ってください。また、行政書士のメールアドレスを登録していて、変更申請について行政書士が代理申請を行わない場合は、メールアドレスを申請事務担当者のものに変更してください。

手続方法は、次のホームページを確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

- (2) その他注意事項

ア 資格審査申請の内容に虚偽があったときは、各自治体の規程等に基づき登録が抹消されることがあります。

イ 申請書類提出後に、共同受付窓口や自治体から問合せ等をする場合がありますので、控えを保管してください。

ウ 申請書類に不備・不足等があった場合は、追加で不備・不足書類等の提出を求める場合があります。一定期間内に提出がない場合、申請が却下となることもありますので、御注意ください。

エ 申請書類提出後は、申請希望自治体、業種、業務等の追加又は変更はできません。

オ 提出された書類に不備があった場合、他の書類等で正しい内容が確認できる場合は、共同受付窓口で内容を修正することがあります。

カ JIS規格第1水準及び第2水準に定められていない文字は、電子入札システムで、文字化けやエラー発生の原因になるため、使用することができません。入力があった場合は、共同受付窓口で他の平易な漢字・ひらがな・カタカナ等に修正を行います。

キ 提出された書類は返却できません。

ク 書類作成等についての対面相談は行いません。

5 入札参加資格審査の審査基準日について

(1) 「建設工事」の申請

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を指します。

総合評定値通知書が複数ある場合は、直近のものの審査基準日を指します。

- ※ 通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。
- ※ 要件を満たす通知書の写しを提出できない場合、申請できません。
- ※ 申請日現在、直近年度の通知書が既に発行されている場合、前年度の通知書は使用できません。

埼玉県知事許可の経営事項審査に関する問合せ先

埼玉県県土整備部建設管理課 審査・指導監督担当 電話：048-830-5183

(2) 「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」の申請の場合

申請日前直近の決算日（決算手続きが終了したもの）を指します。

6 審査結果について

審査結果の連絡（通知文の発送、電話連絡等）は行いません。令和9年4月から、審査結果が各申請自治体の申請受付システムに表示されます。審査結果の確認方法は、第7章（73～77ページ）を参照してください。

7 電子証明書について

入札参加資格の申請に、電子証明書は必要ありません。

ただし、電子入札システムで入札案件に参加する場合は必要となります。詳しくは次のホームページを確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 電子入札を始めるための準備

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/dounyu.html>

＜電子証明書の留意点＞

令和7・8年度名簿に登録のない事業所が「新規申請」をした場合、ユーザID及びパスワードが新しく交付されます。

更新申請を忘れた場合でも、従前のユーザIDで利用者登録した電子証明書（ICカード）を引き続き利用したい場合は、新規申請時に旧ユーザIDを入力することで、電子証明書（ICカード）を再利用することが可能です。（詳しくは「第5章 申請データの入力・データ送信」を確認）

※ ユーザIDが変わるため、過去に参加した案件の通知等は参照できなくなります。

電子入札を始めるための準備についての問合せ先

埼玉県電子入札ヘルプデスク 電話：048-830-2263（直通）

受付時間（平日）：8：30～17：00